

# 福島空港利用助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、福島空港の利活用促進と地域の振興発展を図ることを目的とし、本協議会構成市町村及び構成市町村民が福島空港発着の定期便等を利用して就航先を訪問する場合に、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (助成事業の種類)

第2条 助成事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福島空港利用団体に対する助成
- (2) 構成市町村長と行く旅に対する助成

## (助成要件等)

第3条 助成事業に係る内容、対象、期間、助成額及び条件は別表に掲げるとおりとする。

## (助成金の交付申請及び決定)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福島空港利用助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を、構成市町村担当課を通じて、会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の交付申請書を受理したときは、その目的及び内容を審査し、適当と認めた場合には、助成金の交付を決定し、福島空港利活用助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 会長は、助成の決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付すことができる。

## (助成事業の変更等)

第5条 助成金の交付決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成事業の内容の変更、中止、取り下げ等の事由が生じたときは、遅滞なく福島空港利活用助成金変更申請書（第3号様式。以下「変更申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の変更申請書を受理したときは、必要に応じて助成金額の変更決定、中止、取り下げ等を決定し、福島空港利活用助成金変更承認通知書（第4号様式）により助成対象者に通知するものとする。

## (事業実績報告及び助成金の請求)

第6条 助成対象者は、助成事業が終了したときは、福島空港利活用助成金事

業実績報告書（第5号様式）及び福島空港利活用助成金交付請求書（第6号様式）を、構成市町村担当課を通じて、会長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第7条 会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成の確定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。

附 則

- 1 この要綱は平成21年5月1日から施行する。
- 2 福島県利用助成金交付要綱（平成17年10月17日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は平成22年5月1日から施行する。
- 4 この要綱は平成23年6月1日から施行する。

別表

事業名	内容、対象、期間、助成額及び条件
福島空港利用団体に対する助成	<p>内 容：福島空港の利活用促進を図るため、福島空港発着定期便を利用する団体に助成を行うもの</p> <p>対 象：10名以上の構成市町村民で組織された団体</p> <p>期 間：9月～3月</p> <p>助成額：1団体5万円</p> <p>条 件：福島空港発着の便を利用すること 助成の回数は該当年度に1団体1回とする</p>
構成市町村長と行く旅助成	<p>内 容：福島空港の利活用を推進するため、構成市町村長とともに福島空港を利用した旅行に助成を行うもの</p> <p>対 象：構成市町村が企画したものであって、当該市町村民を対象にし、各構成市町村長とともに福島空港発着の定期便（チャーター便を含む）を利用して就航先を訪問する旅行</p> <p>期 間：通年</p> <p>助成額：5万円（海外、国内問わず）</p> <p>条 件：15名以上の団体であること 福島空港発着の便を利用すること 助成の回数は該当年度に1構成市町村1回とする</p>

注 予算額に達した場合は助成を終了する。